

## 埼玉県建設工事に係る業務委託遠隔検査試行要領

### (目的)

第1条 本要領は、埼玉県県土整備部、都市整備部が発注する業務委託（維持管理業務委託及び営繕関係業務委託を除く）について、埼玉県土木工事委託業務検査要綱に基づく検査をWeb会議システム等により実施する場合に必要な事項を定め、効率的かつ適正な検査を円滑に実施することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本要領における用語を以下の各号のとおり定める。

#### 一 検査員

埼玉県土木工事委託業務検査要綱第2条第1号に定める検査員をいう。

#### 二 検査

埼玉県土木工事委託業務検査要綱第2条第2号に定める検査をいう。

#### 三 監督員等

埼玉県土木工事委託業務監督要綱第2条に定める総括監督員及び監督員をいう。

#### 四 Web会議システム等

インターネットを介して、遠隔地にいる相手とリアルタイムで映像や音声、資料等の共有を行うツールの総称（**T e a m s ZOOM**、情報共有システムの遠隔臨場オプション等）をいう。

#### 五 遠隔検査

Web会議システム等を用いた検査をいう。なお、検査実施に係る関係者の一部がWeb会議システム等を用いて検査を行うことも可能である。

#### 六 業務委託

埼玉県県土整備部、都市整備部が発注する業務委託のうち埼玉県測量作業共通仕様書、埼玉県地質・土質調査業務共通仕様書、埼玉県土木設計業務委託共通仕様書、埼玉県発注者支援業務共通仕様書（案）を適用する業務委託をいう。

### (適用の範囲)

第3条 本要領は、業務委託の部分払検査及び完了検査における書類検査を対象とすることができます。実施にあたっては契約後に受発注者間で協議を行い、合意を得た業務委託について実施する。

#### 2 発注者は、「埼玉県建設DX関係特記仕様書記載例」を参考に、特記仕様書へ記載すること。

### (事前準備)

第4条 遠隔検査を実施する場合、業務計画書又は業務打合せ簿に、遠隔検査の実施の旨が記載されていること。

- 2 検査に先立ち、以下の各号を満たしていること。
- 一 検査員に遠隔検査の実施が通知されていること。通知の方法は問わない。
  - 二 検査に必要な成果品データ及び紙成果品及び試験片等が、検査員、監督員等に事前に共有されていること。電子データの共有の方法は電子データを検査員及び監督員等が各自の端末から直接閲覧可能な状態であればファイルの送受信又は情報共有システム上の共有等、方法を問わない。ただし、Web会議システム等による画面共有は事前共有に含めない。
  - 三 検査に必要な通信環境及びWeb会議システム並びに情報共有システムのユーザーID（情報共有システムを利用する場合）及び検査員の端末等が準備され、接続が確認されていること。
  - 四 設計書、入札関係書類、予定価格調書、契約書等の履行の確認に必要な書類を遠隔検査で確認する場合は、全府共有ストレージまたは電子メールを用いて検査員及び監督員等の間で共有すること。

#### （遠隔検査の実施）

第5条 遠隔検査の実施にあたり、監督員等がWeb会議システム等を主催する。ただし、情報共有システムの遠隔臨場オプション機能を利用する場合は受注者が主催することができる。

- 2 監督員等は受注者の接続確認、画面共有機能の確認、カメラの確認を行う。
- 3 受注者は検査員にWeb会議システム等の画面共有機能を用いて書類を表示し、説明を行う。

#### （遠隔検査の費用）

第6条 業務委託の遠隔検査の費用は、埼玉県測量作業共通仕様書、埼玉県地質・土質調査業務共通仕様書、埼玉県土木設計業務委託共通仕様書、埼玉県発注者支援業務共通仕様書（案）の検査に関する条項のとおり受注者の負担とする。

#### （その他）

第7条 今後の適正な取組みに資するため、受注者及び発注者等を対象としたアンケート調査等の依頼があった場合は対応すること。

- 2 電波状況等により遠隔検査が中断された場合の対応について、事前に受注者、監督員等で協議を行うこと。特に年度末検査等の再検査が困難になる恐れがある場合は、検査員との事前調整を行い、検査日程の変更を検討すること。

#### （定めのない事項）

第8条 本要領に定めがない事項については、受注者及び監督員等並びに検査員及び監督員等の協議により定めるものとする。

#### 附則

- 1 この要領は令和6年10月1日以降に公告する業務委託に適用する。
- 2 前項の規定に関わらず、令和6年9月30日までに公告したものについては、受発注者間で協議を行い、合意を得た場合、適用することができる。

#### 附則

- 1 この要領は令和7年4月1日以降に公告する業務委託に適用する。
- 2 前項の規定に関わらず、令和7年3月31日までに公告したものについては、受発注者間で協議を行い、合意を得た場合、適用することができる。